

公益社団法人 福岡県物産振興会 会員規程

制定	平成11年	8月	2日	理事会承認
改正	平成12年	3月	16日	理事会承認
改正	平成13年	8月	28日	理事会承認
改正	平成14年	11月	25日	理事会承認
改正	平成23年	6月	16日	理事会承認
改正	平成23年	10月	18日	理事会承認
改正	令和4年	12月	9日	理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県物産振興会（以下「本会」という。）の会員に関し、定款第3章に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 本会に会員として入会しようとする者は、それぞれ次の各号に掲げる者について、同号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

(1) 普通会員

入会申込書（様式第1号）、企業概要書（様式は任意）、登記簿謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）

(2) 特別会員及び賛助会員

入会申込書（様式第2号）

2 理事会は、前項の規定により入会申込みのあった者について、次の各号に定めるところにより審査を行い、承認又は不承認の決定を行うものとする。

(1) 普通会員

ア 暴力団対策法で指定を受けた暴力団等反社会的団体に属していないこと。

イ 法令等に反する行為を行った者又は団体でないこと。

ウ 本会の秩序を乱さず、本会の信用を傷つける恐れのない者又は団体であること。

(2) 特別会員

県内の地方公共団体であること。

(3) 賛助会員

本会の目的に賛同する個人又は法人であること。

3 前項で承認されたものは、本会の会員となる。

4 本会は、理事会が入会申込みを承認又は不承認とした結果について、当該入会申込みのあった者に対し、速やかに通知するものとする。

(変更届)

第3条 普通会員又は賛助会員は、入会申込書の申込者名、代表者及び所在地等に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

(年会費)

第4条 会員は、次の各号に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(1) 普通会員

ア 個人又は法人（企業）

年額 1万円

イ 各種組合、連合会等の団体

年額 2万円

(2) 特別会員

別に定める

(3) 賛助会員

年額 5万円

(入会金)

第5条 第2条の規定により普通会員として加入が承認された会員の入会金は、2万円とする。

(会員の義務)

第6条 会員は、次の義務を負うものとする。

- (1) 本会の実施する事業に対して積極的に参加し、又は協力すること。
- (2) 入会金及び会費を所定の期限までに納入すること。

(会員名簿)

第7条 入会者は、会員の業種別ごとに会員名簿に登録する。

- 2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、理事会において退会届（様式第4号）を提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第9条及び第10条の規定により除名又は会員資格を喪失した場合については、前項と同様とする。
- 4 会員が資格喪失又は経営困難等の理由により退会した場合で、会費を納入することが極めて困難であると認められるときは、会長はこれを減免することができる。

(会員資格の継承)

第9条 死亡した会員の相続人は、引き続いて本会の会員となることを希望するときは、速やかにその旨を会長に申出をしなければならない。

- 2 前項に定める場合において、第2条第2項による審査で承認されたものについては、会費及び入会金を徴収しない。ただし、当該事業年度における会費が支払われていない場合は、当該会費を徴収するものとする。

(委 任)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成11年8月2日から施行し、同年5月1日から適用する。

附 則（平成12年3月16日理事会承認）

この規程は、平成12年3月16日から施行する。

附 則（平成13年8月28日理事会承認）

この規程は、平成13年8月28日から施行する。

附 則（平成14年11月25日理事会承認）

この規程は、平成14年11月25日から施行する。

附 則（平成23年 6月16日理事会承認）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成23年10月18日理事会承認）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法

人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 2 月 9 日理事会承認）
この規程は、令和 4 年 1 2 月 9 日から施行する。